

葛飾区社会福祉法人指導監査実施要領

平成 29 年 8 月 9 日
29 葛福福第 318 号
部 長 決 裁

[令和 4 年 8 月 1 日 4 葛福福第 445 号改正現在]

(趣旨)

第 1 条 この要領は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）の規定に基づき実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査について、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要領で使用する用語は、要綱において使用する用語の例によるものとする。

2 この要領において実地検査とは、指導監査において法人の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の検査を行うことをいう。

(指導監査実施方針)

第 3 条 区長は、指導監査を重点的かつ効果的に行うため、社会福祉行政の動向を踏まえ、指導監査の重点項目を掲げる社会福祉法人指導監査実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度一般監査を開始する時までに別に定めるものとする。

(実施計画)

第 4 条 一般監査の実施に当たっては、毎年度一般監査を開始する時までに、実施時期及び実施場所等を含む実施計画を策定し、実施するものとする。

2 法人の運営等に問題が発生した場合又は通報、現況報告書の確認の結果等により、そのおそれがあると認められる場合は、実施計画にかかわらず適宜指導監査を実施するものとする。

(調査書等の提出)

第5条 区長は、法人に対して、第3条で定める実施方針を踏まえ指導監査に必要な監査項目を掲げた「社会福祉法人調査書」及び関係資料の提出を求めることができる。

(指導監査の基準等)

第6条 指導監査の確認事項や着眼点、指摘基準等は、要綱別紙「指導監査ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)によるものとする。

(一般監査の実施)

第7条 区長は、法人の理事長に対して、一般監査の実施予定日の前日までにあらかじめ次の各号に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- (1) 一般監査の根拠規定
- (2) 一般監査の日時
- (3) 検査員の氏名
- (4) 準備すべき書類等

2 前項の通知を発出した後に通知した実施予定日に監査することが困難なやむを得ない事由が判明したときは、実施日を変更することができる。なお、この場合には、実施日の変更事由及び変更後の実施日時について、法人の理事長に文書により通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、法人の運営等に問題が発生した場合又は通報、現況報告書等の確認の結果からその疑いがあるなどの理由により、あらかじめ通知すると当該法人の日常における運営状況を確認することができないと認められる場合は、一般監査の開始時に第1項各号に掲げる事項を文書により通知するものとする。

4 一般監査における実地検査の体制は、主任職以上の職にある者を長とする職員2名以上で編成するものとする。なお、検査員は相互に緊密な連携を保つものとし、主任職以上の職にある者が相互の関係を調整するものとする。

5 検査員は、法人と指導の内容に関する認識を共有するために、実地検査における指導事項を記載した書面(以下「実地検査指導事項票」という。)を作成し、法人に写しを交付する。なお、法人に対し検査結果を通知するまでの間に、指導事項の追加又は変更が生じた場合は、実地検査指導事項票を差し替える。

6 検査員は、実地検査終了後、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、当日の検査結果を講評し、改善の必要な事項と改善方法を口頭で指示することとする。この場合において、主任職以上の職にある者が全般に

わたる事項及び担当検査事項について、他の検査員は自己の担当した個別事項について講評を行うこととする。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができるものとする。

- 7 実地検査に当たっては、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部課職員又は法人関係者に対し、実地検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができるものとする。

(一般監査後の取扱い)

第8条 検査員は、実地検査終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で福祉部長へ報告しなければならない。

- 2 区長は、前項の検討結果に基づき、監査結果を当該法人の理事長に対して、文書で通知するものとする。この場合において、「ガイドライン」に定める文書指摘事項が認められるときは、問題点及び改善方法等を具体的に通知するものとする。
- 3 一般監査をより効果的なものとするため、第1項に規定する報告及び前項に規定する結果通知は、実地検査終了後速やかに行うものとする。
- 4 区長は、一般監査結果の文書指摘事項について、当該法人の理事長に対し原則として30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認しなければならない。
- 5 改善内容の確認に当たっては、改善状況報告書の提出時に、改善の事実を客観的に証明する書類の添付を求めるほか、必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、法人の事務所等実地において調査（以下「確認調査」という。）を行うものとする。
- 6 前項により改善内容を精査した結果、改善の措置が認められたとき又は改善中ではあるが措置が講じられる見込みがあるものと判断したときは、当該監査を終結する。なお、終結時において改善中の事項については、継続的に改善状況を確認し、指導を継続する。
- 7 第5項により改善内容を精査した結果、確認調査を行ってもなお、法令、定款等に違反している場合や、運営に著しく適正を欠く等、改善の措置が認められない、又は改善の意思が確認できないときは、法令の定めるところにより、改善勧告又は行政処分を行うための手続を進めることができる。

(特別監査の実施)

第9条 特別監査は、次に掲げるいずれかに該当する場合に実施するものとする。

- (1) 度重なる一般指導監査によっても、改善の措置が認められないとき。
- (2) 運営等に重大な問題や不祥事の発生が確認されたとき。

2 特別監査の実施の通知は、一般監査に準じて行うものとする。

3 特別監査は、実地検査を行うほか、提出を命じた帳簿書類を持ち帰り確認する方法や当該法人の役員、職員等に対し出頭を求め質問するなど、効率的、効果的な方法を適宜用いて実施する。

4 特別監査における実地検査の体制は、原則として副参事以上の職にある者を長とする職員3名以上で編成することとし、副参事以上の職にある者を除く職員のうち1名以上は、係長級以上の職にある者とする。

5 特別監査は、監査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点的又は改善が図られるまで継続的に実施しなければならない。

6 検査員は、実地検査終了後、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、当日の検査結果を講評し、改善の必要な事項と改善方法を口頭で指示することとする。ただし、状況によっては実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができるものとする。

7 特別監査における実地検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部課職員又は法人関係者に対し、実地検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができるものとする。

(特別監査後の取扱い)

第10条 検査員は、実地検査の終了後、その概況を福祉部長に報告し、必要に応じ関係部課と協議することとする。

2 区長は、特別監査の結果、改善を要すると認められた事項については、一般監査後の取扱いに準じて文書によってその旨を通知し、その改善状況又は改善計画について、文書により報告を求めることとする。

3 区長は、前項の改善報告又は改善計画が期限内に提出されないとき、又は前項の改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより改善勧告又は行政処分を行うための手続きを進めることとする。

4 区長は、利用者支援に重大な影響が及んでいるなど緊急を要すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、直ちに法に基づく処分の手続きを進めることとする。

(専門家への相談等)

第 11 条 区長は、指導監査を実施するに当たり、必要があると認める場合は、法律、会計等に関する専門家に相談を依頼し、当該専門家から助言を受けるものとする。

(指導監査情報の公開)

第 12 条 区長は、指導監査に関する情報について、個人情報など法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努めなければならない。

2 今後の法人指導等に支障があると認めた場合を除き、一般監査及び特別監査の結果及び改善状況について、葛飾区公式サイトへ掲載し、区民へ広く情報提供するものとする。

(関係機関等との連携)

第 13 条 区長は、指導監査の実施に当たり、必要と認めるときは、関係部課及び東京都に対して、必要な情報又は資料の提供、施設等の指導監査結果の提供その他必要な協力を求める等、十分に連携を図るものとする。

2 区長は、指導監査の結果について、東京都に対し、通知する等、必要な報告を行うこととする。

(感染症のまん延下における指導監査)

第 14 条 感染症のまん延下における指導監査は、要綱 2 (1) ただし書き規定に基づき実施するものとする。本指導監査における具体的な取扱は、その時の感染状況などを踏まえ、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 8 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。